

# 愛西市 人・農地プラン

作成日	平成 24 年 7 月 2 日		
更新 1 回目	平成 24 年 10 月 15 日	更新 11 回目	平成 29 年 3 月 22 日
更新 2 回目	平成 25 年 3 月 19 日	更新 12 回目	平成 29 年 8 月 21 日
更新 3 回目	平成 25 年 6 月 26 日	更新 13 回目	平成 30 年 3 月 22 日
更新 4 回目	平成 25 年 9 月 20 日	更新 14 回目	平成 30 年 6 月 20 日
更新 5 回目	平成 26 年 2 月 20 日	更新 15 回目	平成 31 年 3 月 18 日
更新 6 回目	平成 26 年 6 月 26 日	更新 16 回目	令和元年 6 月 21 日
更新 7 回目	平成 27 年 3 月 27 日	更新 17 回目	令和 2 年 3 月 23 日
更新 8 回目	平成 27 年 6 月 25 日		令和 2 年 8 月 20 日
更新 9 回目	平成 28 年 3 月 23 日	更新 18 回目	令和 3 年 3 月 22 日
更新 10 回目	平成 28 年 6 月 20 日	更新 19 回目	令和 3 年 7 月 20 日
		更新 20 回目	令和 4 年 7 月 20 日
		更新 21 回目	令和 5 年 8 月 21 日
		更新 22 回目	令和 6 年 7 月 22 日

## 【構成内容】

愛西市「人・農地プラン」の概要

1. 地域の人と農地の現状（近い将来農地の出し手となる者と農地）
2. 今後の中心となる経営体（中心経営体）
3. 中心経営体の確保
4. 将来の農地利用の在り方
5. 農地中間管理機構の活用方針
6. 今後の地域農業の在り方

## 愛西市「人・農地プラン」の概要

### 第1 趣旨等

現在、農業が抱える問題として「人と農地」の問題がある。農業者の高齢化、後継者不足、また、耕作放棄地の発生等の問題を解決するため、愛西市「人・農地プラン」を策定する。

本市は、認定農業者等を中心となる経営体(中心経営体)と位置づけ、それらの経営体への農地の集積及び耕作放棄地の予防を目標に掲げ、上記の問題に取り組んでいく。

### 第2 中心となる経営体(中心経営体)への農地の集積

愛西市は、平成17年度に旧佐屋町、旧立田村、旧八開村及び旧佐織町の合併により誕生した市である。本市は、愛知県の最西端であり、岐阜県及び三重県との境界部に位置している。過去の経緯等を考慮し、主に水稻主体の経営体の経営規模の拡大、作業の効率化等及びゾーニングの完成のため、下記のとおり地区及び水稻主体経営体を設定する。

地区名	水稻主体経営体名			
佐屋地区	山田義廣 山田義樹	服部 貢	杉村義仁 杉村栄規	中野桂一
	堀田 薫	ヤギ トラクター	木曾岬 農業センター	Y T アグリ
	鈴木勝光	鍋八農産	イブン産業	
立田地区	杉村義仁 杉村栄規	戸倉トラクター	中野桂一	伊藤一夫
	堀田 薫			
八開地区	東川トラクター	服部高康	日栄隆広	飯田善彦
佐織地区	佐織トラクター	山内 隆	東川トラクター	杉浦昌子
	杉村義仁 杉村栄規			

上記以外の中心となる経営体として位置づけた認定農業者等に対しても農地の集積は可能であり、条件に該当すれば支援事業の対象となる。

なお、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」との整合性を図るため、既存の利用権設定(再設定を含む)は継続とし、特に、水稻主体経営体

の新規の利用権設定に関しては、経営体として位置づけた者以外は原則認めない。

また、柚木町、日置町、甘村井町、金棒町、須依町、善太新田町、鵜多須町及び勝幡町の集落は、集落営農組織が存在しているので、集落営農組織の地区外に關してのみ地区設定を有効とする。（上記の集落営農組織は、規約の作成、共同販売經理の実施をしており、農地利用の集積に対する取り組みを行っていると思われる組織である。）

### 第3 農地集積のための地域設定

地域集積協力金の対象となる「地域」の定義とは、下記の「町境を単位」とする。

地区名	地 域 名				
佐屋地区	佐屋町	須依町	内佐屋町	柚木町	日置町
	稲葉町	甘村井町	金棒町	落合町	北一色町
	西保町	東保町	西條町	東條町	本部田町
	大井町	大野町	鰯江町	善太新田町	
立田地区	早尾町	葛木町	戸倉町	新右エ門新田町	下一色町
	四会町	宮地町	石田町	後江町	雀ヶ森町
	山路町	森川町	小茂井町	三和町	立田町
	福原新田町				
八開地区	上東川町	下東川町	鵜多須町	二子町	川北町
	藤ヶ瀬町	給父町	高畑町	江西町	元赤目町
	赤目町	立石町	下大牧町	塩田町	
佐織地区	諸桑町	南河田町	北河田町	小津町	諏訪町
	根高町	持中町	見越町	勝幡町	古瀬町
	千引町	佐折町	町方町	草平町	鷹場町
	大野山町	淵高町	西川端町		

手続きは以下のとおりとする。

①地域での説明会等

②地域での話し合い後、地域で判断。（日時、場所、出席者、内容、結果を記載）

③「人・農地プラン」位置づけ後、出し手は、農地中間管理機構に貸付。

※地域集積協力金の交付要件は、国の要綱のとおりである。また、市は、農地の貸付先である中心経営体を、「人・農地プラン」の内容を考慮の上決定し、「農用地利用集積計画案」を作成する。

#### 第4 今後の愛西市の地域農業等

愛西市の地域農業の在り方は、「人・農地プラン」で作成した水稲主体経営体のゾーニングに沿って、農地中間管理機構を積極的に活用して集積を行っていく必要がある。市は、農地の出し手が提出した「人・農地プラン」に係る所有者及び農地登録申込書を基に、農地中間管理機構に農用地利用集積計画を提出する。

また、市の特産物であるレンコンを衰退させないよう水稲主体経営体とレンコン主体経営体にそれぞれの作付けエリア等について理解を深めてもらうことで共存共栄を目指す。

#### 第5 各支援等

「人・農地プラン」に関連する支援と「人・農地プラン」と密接に係る農地中間管理機構に係る補助金の条件等については、国の定める要綱・要領のとおり。

##### 【中心となる経営体(中心経営体)に対する支援】

- ①スーパーL資金の金利負担軽減措置
- ②経営体育成支援事業

##### 【新規就農者に対する支援】

- ①農業次世代人材投資資金（経営開始型）

##### 【出し手に対する支援（機構集積協力金）】

- ① 地域に対する支援

地域集積協力金（地域内のまとまった農地を集積・集約化する場合の支援）

#### 第6 その他

令和5年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、市町村に「地域計画」の策定が義務付けられた。愛西市では「人・農地プラン」を更に充実させ、「地域計画」を策定する。また、目指すべき将来の農地利用の姿を「目標地図」により明確化する。「地域計画」策定までの間、「人・農地プラン」により、中心経営体への農地の集積・集約を行っていく。

## 愛西市「人・農地プラン」

- ・市町村名：愛西市
- ・集落/地域名：愛西市全地域
- ・当初作成年月：平成24年7月
- 更新1回目：平成24年10月
- 更新2回目：平成25年3月
- 更新3回目：平成25年6月
- 更新4回目：平成25年9月
- 更新5回目：平成26年2月
- 更新6回目：平成26年6月
- 更新7回目：平成27年3月
- 更新8回目：平成27年6月
- 更新9回目：平成28年3月
- 更新10回目：平成28年6月
- 更新11回目：平成29年3月
- 更新12回目：平成29年8月
- 更新13回目：平成30年3月
- 更新14回目：平成30年6月
- 更新15回目：平成31年3月
- 更新16回目：令和元年6月
- 更新17回目：令和2年3月
- ：令和2年8月
- 更新18回目：令和3年3月
- 更新19回目：令和3年7月
- 更新20回目：令和4年7月
- 更新21回目：令和5年8月
- 更新22回目：令和6年7月

### 1. 地域の人と農地の現状 (近い将来農地の出し手となる者と農地)

#### 地域の人と農地の現状

区 分	更新 21 回目	更新 22 回目
出し手	1,381 名	651 名
農地	4,914 筆	2,261 筆

※個人情報の関係上、人数等で掲載

### 2. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）

区 分	更新 21 回目	更新 22 回目
個人認定農業者	154 名	156 名
法人認定農業者	20 法人	19 法人
新規就農者	8 名	11 名
集落営農組織	8 組織	8 組織
合 計	190 経営体	194 経営体

※個人情報関係上、人数等で掲載

### 3. 中心経営体の確保状況

中心経営体はあるが十分でない。

#### 【理由】

水稻主体経営体が活発であり、農業用機械が活用できる田に関しては問題ないが、活用できない田及び畑については、十分とはいえない。

### 4. 将来の農地利用の在り方

- ① 中心経営体に集積・集約化する。
- ② 中心経営体の分散錯圃を解消する。
- ③ 耕作放棄地を予防する。

#### 【コメント】

市の特産物であるレンコンを衰退させないよう水稻主体経営体とレンコン主体経営体がそれぞれの作付けエリア等について理解を深めてもらうことでお互いが共存共栄を目指し、分散錯圃を解消するよう今後進めていく。

また、水稻主体経営体の作業効率等の向上のため、概要第2の表にある経営体の話し合いにより、集積・集約化を実施していく。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- 地域の農地所有者は、積極的に農地中間管理機構へ貸し付ける。
- 農業をリタイヤ・経営転換する人は、積極的に農地中間管理機構に貸し付ける。
- 中心経営体の分散錯圃を解消するため、利用権を設定しようとする人は積極的に農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 今後の地域農業の在り方

取組事項：複合化、6次産業化、高付加価値、新規就農の促進

#### 【コメント】

愛西市は、中心経営体への農地集積（80%以上）と耕作放棄地の予防を目標としている。

市内でも農業者の高齢化が進んでいる中、中心となる経営体（認定農業者）以外の農業者の経営等は、現状維持とし、耕作が困難になった場合は、中間管理機構等を活用してもらい、目標を達成していく。

大区分	小 区 分
中心経営体への農地集積 (80%以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲主体経営体のゾーニング</li> <li>・ 中間管理機構の活用</li> <li>・ 農産物のエリア作付け</li> </ul>
耕作放棄地の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑の問題</li> <li>・ 中間管理機構の活用</li> <li>・ 新規就農者の育成等</li> </ul>

なお、上記で示した新規就農者の育成等については、農業次世代人材投資資金を活用し、市の農地の保全を努める。

また、愛西市は、今後の農業情報上、農家の複合化、6次産業化、高付加価値等を推進し、強い農業基盤を作っていく。